

じょうはな座 施設使用料 早見表

				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9時から 正午まで	13時から 17時まで	18時から 21時半まで	9時から 17時まで	13時から 21時半まで	9時から 21時半まで
ホール	平日	基本		10,280	15,420	20,570	20,570	30,850	36,000
			冷暖房	13,364	20,046	26,741	26,741	40,105	46,800
		減免あり		5,140	7,710	10,285	10,285	15,425	18,000
			冷暖房	8,224	12,336	16,456	16,456	24,680	28,800
	土日祝	基本		12,340	18,510	24,680	24,680	37,020	43,200
			冷暖房	16,042	24,063	32,084	32,084	48,126	56,160
		減免あり		6,170	9,255	12,340	12,340	18,510	21,600
			冷暖房	9,872	14,808	19,744	19,744	29,616	34,560
催事場	基本		1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320	
		冷暖房	1,599	2,132	1,872	3,744	4,004	5,616	
	減免あり		615	820	720	1,440	1,540	2,160	
		冷暖房	984	1,312	1,152	2,304	2,464	3,456	
練習室1, 2, 3, 4, 5 会議室1, 2	基本		820	1,020	920	1,850	1,950	2,770	
		冷暖房	1,066	1,326	1,196	2,405	2,535	3,601	
	減免あり		410	510	460	925	975	1,385	
		冷暖房	656	816	736	1,480	1,560	2,216	
練習室4, 5連結 会議室1, 2連結	基本		1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900	
		冷暖房	1,469	1,872	1,729	3,341	3,601	5,070	
	減免あり		565	720	665	1,285	1,385	1,950	
		冷暖房	904	1,152	1,064	2,056	2,216	3,120	
談話室 男子更衣室 女子更衣室 練習室1 練習室2 (ホールと併用時)	基本		510						
		冷暖房	663						
	減免あり		255						
		冷暖房	408						
付属設備				市長が別に定める額					

備考 ・利用者が入場料を徴収する場合、基本使用料に加算

- ①入場料の最高額が3,000円以下の場合には基本使用料の100分の50を加算する。
- ②入場料の最高額が3,000円を超える場合には基本使用料の100分の80を加算する。

・利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業、その他これに類する目的をもって利用する場合、基本使用料に加算

- ①市に事業所を有する業者の場合には、基本使用料の100分の50を加算する。
- ②市に事業所を有しない業者の場合には、基本使用料の100分の100を加算する。

・ホールを準備、または練習のために使用した場合は基本使用料のみ半額とする。

・利用時間を越えて使用した場合は1時間につき基本使用料に100分の25を乗じた額を加算する。

・利用時間の短縮を理由として使用料は減額しない。